

手話言語条例の検討に関するアンケート調査及び懇談会の実施について

「(仮称) 町田市手話言語条例」の条文を検討するにあたって、手話を必要とする聴覚障がいのある方や、手話で意思疎通しやすい環境づくりを進める側の意識を把握し、検討部会の検討に活かすために、アンケート調査の実施と懇談会開催を提案いたします。

1 「(仮称) 聴覚障がいと手話に関する意識調査」 概要 (案)

(1) 調査対象

- ①手話を必要とする聴覚障がいのある方
- ②商工業・医療機関・公共交通機関関連団体
- ③市職員

(2) 調査方法

Web フォーム (QR コードを掲載した調査案内を配布・送付して調査)

※手話通訳利用者の方々には、紙の調査票を送付します。

(3) 調査内容

①手話を必要とする聴覚障がいのある方

- ア 手話で意思疎通しやすい地域社会のあり方に関する質問
- イ アの実現に向けた市役所・市民・手話を必要とする聴覚障がいのある方・事業者それぞれの責務・役割に関する質問
- ウ 手話に対する理解促進や意思疎通しやすい環境整備等を進めるために必要な施策に関する質問

②商工業・医療機関・公共交通機関関連団体、市職員

- ア 聴覚障がいのある方と接する経験、頻度に関する質問
- イ 聴覚障がい・手話に関する理解度を確認する質問
- ウ 聴覚障がいのある方との意思疎通の困りごと・工夫に関する質問
- エ 手話で意思疎通しやすい環境づくりのために必要な施策に関する質問

(4) 調査時期

2026 年 2 月頃

(5) 周知方法

①手話を必要とする聴覚障がいのある方

手話通訳利用者…個別に郵送でお知らせ

手話通訳利用者以外…聴覚障がいのある方の団体・サークル等を通じて周知

②商工業・医療機関・公共交通機関関連団体

連合団体・代表団体へ周知方法を相談し、最適な方法で周知

2 「(仮称) 手話言語条例に関する学習会・懇談会」 概要案

アンケート調査は、日本語の調査票または web フォームを使用して調査いたします。しかし、手話が母語の方には、アンケート調査では意見を表明しにくい場合があります。

そこで、手話で意見を表明しやすくするために、手話言語条例に関する学習会と懇談会を開催し、手話言語条例に関する共通認識をつくるとともに、検討部会と事務局が、手話で直接、手話言語条例に関するご意見をお聴きするものです。

(1) 対象

手話を必要とする聴覚障がいのある方

(2) 開催形式

検討部会・事務局で主催し、参加する聴覚障がいのある方と学習・懇談する形式

(3) 懇談内容

①手話言語条例の学習

越智部会長から、懇談会参加者に対して手話言語条例に関する情報提供をいただき、手話言語条例に関する共通認識づくりをします。

②手話言語条例に関する懇談

手話言語条例の主な検討事項に関する内容について、懇談会参加者からご意見をお聴きします。

ア 手話で意思疎通しやすい地域社会のあり方

イ アの実現に向けた市役所・市民・手話を必要とする聴覚障がいのある方・事業者それぞれの責務・役割

ウ 手話に対する理解促進や意思疎通しやすい環境整備等を進めるために必要な施策

※原則として、アンケート調査で質問する内容と同様のテーマで懇談する想定

(4) 開催時期

2026年2月頃

(5) 周知方法

アンケート調査のお知らせと併せて周知